

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

伊勢崎深谷線	路線名
深谷市内ケ島字田久保五五九番地先から 同 市内ケ島字東廓七八〇番二地先まで	供用開始の区間
平成二十九年二月十四日	供用開始の期日
平成二十九年二月十四日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六五・〇〇メートル	備考